

番号	自治会名	こん談事項	こん談会開催時の回答内容	回答者	取組状況	取り組み状況の説明事項
1	亀岡地区 東部	「未来に向けた地域のまちづくり」 (1)安全安心のまちづくりについて ―地縁を基盤とする地域の取組みと理解― 自治会の「活動拠点」となる「自治会事務所」の整備について	自治会の活動拠点となります、自治会事務所につきましては、大変重要な役割を果たす施設であると認識しています。 整備については、多額の費用を要することから地域住民の皆さんで事業計画や資金調達について協議や検討をいただいている状況であり、市としても出来る限り支援していきたいと考えています。 亀岡市としては、亀岡市生涯学習施設整備事業補助金交付要綱に基づく補助金制度があり、自治会事務所に対する補助は既存施設の改修事業となっています。 資金調達の面では昨年6月から自治会や区等の活性化を目的にふるさと納税を活用したふるさと亀岡自治活動応援交付金といった自治会に寄付をいただく等の制度も設けているのでこれらの活用も検討して下さい。 具体化された時は、自治会の皆さんと共に検討してまいりたいと考えています。	総務部長	⑥その他	こん談会での回答のとおりです。
2	亀岡地区 東部	「未来に向けた地域のまちづくり」 (1)安全安心のまちづくりについて ―日常生活の安心安全― ◎主要地方道「亀岡園部先」の未整備区間の事業計画策定等、事業化の促進	春日坂から北の区間の整備が取り組まれてきたが、今年度をもっていよいよ工事が完了する予定となり、市街地区間の整備促進について気分が高まってきたと認識しています。 市街地区間に関しては多くの意見交渉を必要とする物件もあり、本格的な事業化になった後、円滑に事業をすすめるため、事前に地域との合意の形成をはかっていくことが重要であると考えています。 そのため、「平成30年2月に沿道住民を対象に事業手法検討に係る説明会を開催し、平成30年9月から沿道地権者の皆様を対象に「事業に伴う土地利用の意向について」アンケート調査を実施いたしました。 回答結果については、約900mの区間のうち、一定区間ごとに土地利用形態などに違いがあり、土地利用意向もそれぞれ特徴があるという結果となりました。また、この結果については6月にそれぞれの地権者の皆様に送付させていただきました。 今後、このようなアンケート結果を参考にし、地元や京都府と共に事業実施する上での工区分けを行い、工区ごとに最適な事業手法の選択について、慎重に検討してまいりたいと考えています。 雑水川の河川改修に伴い、春日小橋の架け替えが必要であり、それに伴う上下水道などの占用物件の移転などの協議が継続的に進められています。ここ数年、進捗が図れていないわけですが、関連する区間についての拡張計画や事業手法の方向性を固めていきたいと考えております。 いずれにしても、事業実施にあたっては、約900mと沿長が長く、移転補償件数も多くあるため、工区分けを行う中で事業推進に努めてまいります。	まちづくり推進部長	③検討	こん談会での回答のとおりです。

番号	自治会名	こん談事項	こん談会開催時の回答内容	回答者	取組状況	取り組み状況の説明事項
3	亀岡地区 東部	【質問事項等】 京都府と亀岡市、どちらが事業主体 となって取り組むのか明確にしてほ しい	亀岡市としては京都府に事業主体としてお世話になりたいと考えてます。整備手法 によっては地元なり市の方で対応することもあると思いますが、基本的な道路整備の 主体は京都府とし、要望や協議をすすめていきたいと考えています。	まちづくり推進部長	⑥その他	こん談会での回答のとおりです。
4	亀岡地区 東部	地域における安全安心な生活(生活 道路の安全安心) (1)年谷川「雲仙橋」左岸の隣接住 宅への雨水による床下浸水の改善・ 防止 ○市道中矢田篠線の供用開始後、 同地の民家への浸水が頻繁に生じ ており、早急な整備・改善が必要で ある。 ○市民生活の不安と疲労が蓄積し ている状況である。	当該カ所については現地を確認しており、集中豪雨時に路面排水、側溝排水及び 西つつじヶ丘側からの路面排水が集中し、直接民地に流入、床下浸水など被害が発 生している状況を把握しております。 対策としては京都府の管理河川に放流したり断面を大きくすることが改善策として十 分効果的であるとのことで、河川管理者である京都府南丹土木事務所と、対策にかか る協議を行っていききたいと考えています。 簡易的な対策も検討してまいりますが、河川管理者との協議に入り抜本的な対策に 向けて検討していきたいと考えております。	まちづくり推進部 事業担当部長	③検討	こん談会での回答のとおりです。
5	亀岡地区 東部	地域における安全安心な生活(生活 道路の安全安心) (2)中矢田町第一自治会の地域内 の市道側溝の早急な整備着手 ○通学の児童・生徒及び市民の事 故等が発生している対策の必要 ○市道中矢田篠線の中矢田グリー ンタウン地域において、通行車両に よる飛び込み事故等が発生して おり、通学路でもある道路沿線に適切 な防護柵、交通安全設備の整備が 必要である。	昨年に聞いている中で今年度から 段階的に実施させていただき予定です。施工準 備等に関しては再度調整いただくので、確認よろしく願いいたします。  市道である中矢田篠線については通学路であり、さらなる安全対策の必要性は十 分認識しているの、当該道路の沿線の土地事情携帯などの対策必要な箇所につ いて対策していきたいと考えています。	まちづくり推進部 事業担当部長	①実施	中矢田町第一自治会の道路側溝については、施工順序等につ いて、自治会と事前に協議を実施しました。今年度施工箇所 は、2月に施工を実施しました。  市道中矢田篠線については、一部区間について防護柵 (ガードパイプ)の設置を行ないました。

番号	自治会名	こん談事項	こん談会開催時の回答内容	回答者	取組状況	取り組み状況の説明事項
6	亀岡地区 東部	地域における安全安心な生活(生活道路の安全安心) (3)「クニッテル通り」の「頼政塚交差点」から「三宅交差点」までの間の防護柵の整備及び自転車通行帯の整備 ○同道路は、通学路としての児童生徒及び一般歩行者が多く利用している。 ○また、この間の歩道は、「自転車通行可」となっているが、自転車専用通行帯の表示がなく、歩行者の前後から自転車は急に接近して、通貨している。 ○車両が多く利用する道路であるが、歩行者に対する安全通行整備が欠けており、早急な改善整備が必要である。	クニッテル通りの防護柵及び自転車通行帯の整備につきましては、交通安全対策について市内各所から数多くの要望を受けているため、一度に要望に応えられないのが現状ですが、交通量が多く車両通行や歩行者通行に危険があるなど緊急性の高い箇所から順次実施しています。とりわけ通学路については亀岡市通学路交通安全対策プログラムを策定し関係機関による亀岡市通学路交通安全推進会議を設置しておりまして、当プログラムに基づき毎年危険箇所の合同点検を行っております。その中で計画的に整備を行っております。 防護柵の設置については自治会、沿線関係者、教育委員会など関係機関と連携を図り、その対策実現に向けて検討を行ってまいりたいと考えています。 また、当該道路につきましては自転車。歩行者道となっており、歩道内を自転車が通行することは可能という形になっています。実際に歩道の中で自転車専用通行帯となると、定められている有効歩道幅員が4m以上必要となります。当該路線の歩道幅員は一部を除いて大半が2.5mであり、自転車通行帯としての整備は困難と考えています。ただし、車道側に自転車を走らせるといった案も考えられると思いますので、手がないか公安委員と共に十分に協議していきたいと考えています。	まちづくり推進部 事業担当部長	③検討	こん談会での回答のとおりです。
7	亀岡地区 東部	地域における安全安心な生活	教育委員会からは通学路の交通安全につきまして、亀岡市通学路交通安全対策プログラムを策定し、安全対策に取り組んでいるところ。 このプログラムに関しては、市の道路関係、総務関係、教育委員会の3者がまず一次機関として、またそれぞれの道路の状況に応じて、国道事務所や南丹土木事務所、亀岡警察署にも加わっていただき安全点検を実施、どのような対策がとれるかなどの検討を踏まえて、安全対策の実施に取り組んでおります。 引き続き道路管理者をはじめとした関係機関としっかり連携をとりながら子ども達の安全な通学路整備のための取り組みを続けていきたいと考えています。	教育部長	③検討	こん談会での回答のとおりです。
8	亀岡地区 東部	地域における安全安心な生活 (4)上矢田町自治会の地域内の市道への土砂崩落等防止対策について ○上矢田町岩田団地内の住宅地に接する「がけ」崩落の危険性の予見があり、市道の通行上の安全啓発等の適切な対応が必要である。 ○当該地は、民間所有地に接した状況であるが、行政機関としての対応の可能性の検討を要する。	土砂崩落や倒木等が発生した場合は、その対応はその土地所有者で行っていただくことが基本的な考え方です。従いまして、土地所有者が亀岡市であり現状が危険な状況にある場合は、亀岡市で斜面いわゆる「がけ」の浸食抑制や安定化を図るための法面保護など予防小路を行っています。 所有者が個人の場合は、市が予防工事を実施することは困難であります。しかし、市道へ崩落土等があり、通行に支障をきたしているなど緊急の場合については、市でその撤去等の工事を実施しています。 万が一、土砂崩落等が発生したことにより、市道や第三者に被害を及ぼした場合は、その土地所有者が責任を問われる恐れがあります。未然に予防することが重要であると考えますが、所有者が個人の場合は、市としては現地に注意喚起の看板を設置したり、地元の皆様と連携してその土地の所有者に対して文書等で注意喚起の通知をするなどの対応を検討しております。	まちづくり推進部 事業担当部長	⑥その他	こん談会での回答のとおりです。

番号	自治会名	こん談事項	こん談会開催時の回答内容	回答者	取組状況	取り組み状況の説明事項
9	亀岡地区 東部	地域における安全安心な生活 ・防犯対策について(商店街の維持 管理に係る公衆街路灯の維持管理 補助の対策)	<p>亀岡市ではにぎわいの創出ひいては地域経済の活性化に努めるため、取り巻く環境の変化に合わせてながら、地域経済団体などと連携し調整等を行ってまいりました。地域におかれましても(亀岡に構える商業店を)買い物や食事等に利用していただけるようお願いしたいと思います。</p> <p>商店街の街路灯管理については、従前は自治会等が設置する公衆用街路灯とは別に亀岡市商工業振興普及事業補助金により事業所の2分の1を助成しておりました。</p> <p>平成21年に地域活性化経済危機対応臨時交付金を利用した商店街街路灯省エネ対策経費支援事業を実施し、一部の商店街街路灯を除き、市内の商店街の概ねのLED化がはかれたところです。</p> <p>消費電力の大幅な軽減に繋げることができたことから、これまでからの亀岡市商店街街路灯維持管理事業の対象から除外させていただきました。</p> <p>市内にある多くの商店街組織では消費構造の変化や後継者問題により加入店の減少が続き、そうしたものが重くのしかかっていることは認識しているところです。防犯灯としての機能が維持できるよう、地元自治会への設備の移管などを含めアドバイスをさせていただきます。</p> <p>移管された防犯灯については他の公衆用街路灯と共に亀岡市公衆街路灯助成金を活用いただくことと考えています。</p> <p>ひとつひとつの商店街に対してそれぞれ補助金を出すことは公平性の観点から難しい。そのため自治会で補助金を募っていただき防犯灯の維持を検討していただきたい部分がある。</p>	産業観光部長	⑥その他	こん談会での回答のとおりです。